

三重県廃棄物処理計画の平成 29 年度点検・評価

【速報値版】

平成 30 年 9 月

三重県

目 次

1. 三重県廃棄物処理計画	
1-1 はじめに-----	1
1-2 三重県廃棄物処理計画の取組方向及び目標値-----	4
2. 本県における廃棄物処理の状況	
2-1 一般廃棄物（ごみ）-----	6
2-2 産業廃棄物-----	14
3. 成果と課題	
3-1 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績-----	22
3-2 平成 29 年度施策推進会議における評価に対する取組の状況-----	24
（参考）進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法-----	28
4. 平成 30 年度環境生活部廃棄物対策局当初予算	
4-1 平成 30 年度当初予算-----	29

1. 三重県廃棄物処理計画

1-1 はじめに

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

本県では、廃棄物処理法に基づき、昭和48年から三次にわたり三重県産業廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。その後、平成12年の廃棄物処理法改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な三重県廃棄物処理計画を平成16年3月と平成23年3月に策定し、廃棄物の発生抑制（^{リデュース}Reduce）、再使用（^{リユース}Reuse）、再生利用（^{リサイクル}Recycle）の3Rと適正処理の施策を推進してきましたが、前計画が平成27年度で計画期間が満了するため、循環型社会の構築に向け、平成28年度以降において廃棄物の3Rと適正処理を推進していくための計画を平成28年3月に策定しました。

本計画では、廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざすこととし、今後の本県における廃棄物処理などに関する基本的な事項について定めています。計画期間については、循環型社会の構築という中長期的な課題への対応が必要なことから、おおむね10年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化に柔軟に対応していくため、5年間（平成28年度～平成32年度）としています。

本計画を着実に進めるため、定期的に廃棄物の排出や処理状況等計画の進捗状況を把握し、取組について評価し、見直しを行っていくこととしており、今回、平成29年度における廃棄物の排出や処理状況等の状況（産業廃棄物の詳細については平成28年度）を取りまとめたものです。

表 1-1-1 計画期間と数値目標の設定年度

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
計 画 期 間	←-----→-----→									
数値目標等の設定年度					●					

1-2 三重県廃棄物処理計画の取組方向及び目標値

10年後のめざす姿

基本理念

- 3Rや適正処理の一層の取組
- 環境の保全と安全・安心の確保
- 貴重な資源やエネルギー源としての一層の活用
- 「協創」による地域循環の形成

循環の質に着目

低炭素社会及び自然共生社会の形成
循環型社会の定着を促す

10年後のめざすべき姿

天然資源の使用抑制
環境負荷の低減

家庭
ものを大切にすることが環境を考えた行動につながっています。

事業者
長く使える環境に優しい良質な製品やサービスを提供するとともに、廃棄物の発生・排出を極力抑制し、排出された廃棄物を貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われています。

廃棄物処理の現場
県内の全ての地域で、環境負荷が低減され安全・安心が確保された質の高い循環を行うための体制が整備されています。

大規模災害への備え
東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制が整備されています。

5年間の取組方向 (平成28年度から平成32年度)

ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。

目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
1人1日あたりのごみ排出量※	986g/人日	936g/人日
資源化率	30.4%	33.3%
最終処分量	50千t	30千t

※災害廃棄物の量を除く

施策

- 発生・排出抑制の促進**
多様な主体と「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着等に取り組み、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めます。
- 循環的利用(リサイクル)の促進**
各種リサイクル法の促進に加え、枯渇資源の有効利用、地域内での循環など、質の高い循環の形成に向けた取組を促進します。
- 未利用エネルギーの有効活用の促進**
ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進します。
- 公正で効率的なごみ処理システムの構築**
廃棄物会計やごみ処理カルテなどを活用し、公正で効率的なごみ処理システムの構築を進めます。

産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効活用されることをめざします。

目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
排出量	8,505千t	7,920千t
再生利用率	43.0%	43.6%
最終処分量※	258千t	234千t

※過去の不法投棄等不適正処理の是正に係る最終処分量を除く

施策

- 発生・排出抑制の促進**
排出事業者の自主的な取組や環境配慮設計された製品等の研究開発の推進、産業廃棄物税の活用等により産業廃棄物の発生・排出抑制を進めます。
- 循環的利用の促進**
認定リサイクル製品の利用推進や使用済製品の自主回収ルートの構築等の再生利用の取組を推進するとともに、再使用、未利用エネルギーの回収を促進します。

廃棄物処理の安全・安心の確保

廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されることをめざします。

目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
電子 manifests の活用率	34.1%	60.0%
不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	83.9% (H26実績)	100%
不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25.0% (H26実績)	100%
大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	4市町	29市町

施策

- 廃棄物の適正処理と透明性の確保**
電子 manifests の活用、優良認定処理業者の育成、処理状況の公開等により、多様な主体と産業廃棄物の適正処理と透明性の確保に取り組むとともに、PCB廃棄物の早期処理を推進します。
- 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見**
産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止と早期発見に向け、監視指導の強化に取り組み、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進**
過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)について、行政代執行により着実に環境修復を進めます。
- 災害廃棄物の処理体制の整備**
大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための体制を整備します。

重点課題

計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。

- 使用済小型電子機器等の回収**
枯渇性資源の有効活用の観点から使用済小型電子機器の再資源化の取組を促進します。
- 未利用エネルギーの有効活用**
廃棄物のもつ未利用エネルギーの有効活用を進めます。
- 優良認定処理業者の育成**
廃棄物処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者について、育成と普及について取り組みます。
- PCB廃棄物の早期処理の推進**
PCB廃棄物が早期に適正処理されるよう、事業者による処理を推進します。
- 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応**
不法投棄により生活環境への支障が生じないよう早期発見・早期対応に努めます。

目標項目	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)
使用済小型電子機器等の回収量	0.32kg/人年	1kg/人年
ごみの未利用エネルギー回収量	1,147MJ/t	1,491MJ/t
優良認定処理業者の認定件数	216件	420件
PCB廃棄物の適正処分率	37%	90%
一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	2件	0件

2. 本県における廃棄物処理の状況

2-1 一般廃棄物（ごみ）

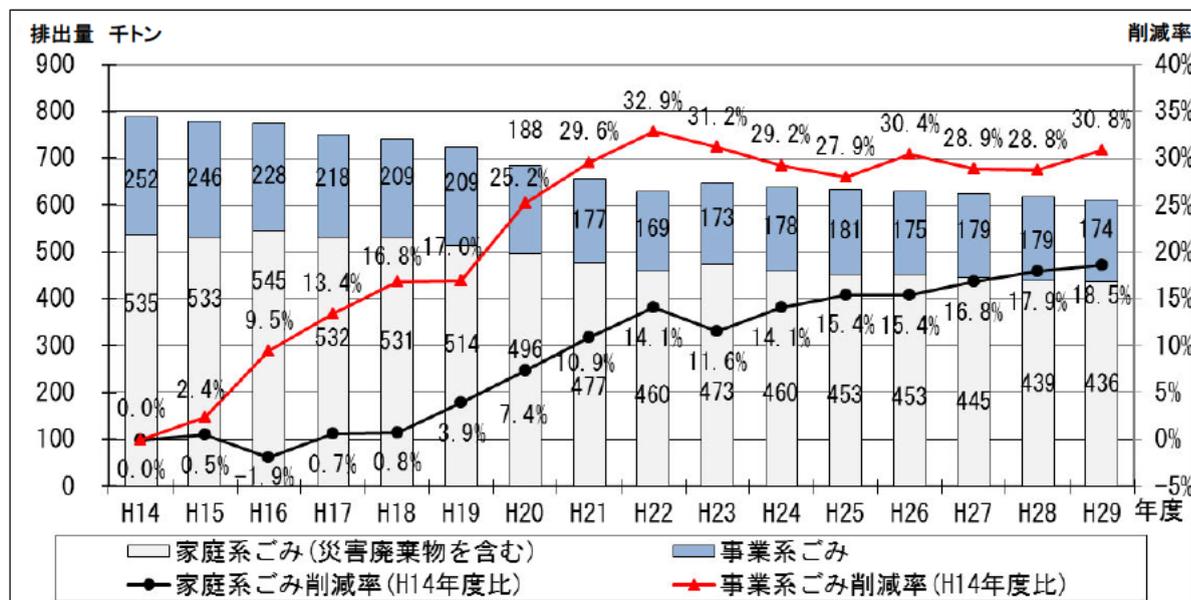
(1) 排出の状況

①ごみ排出量

平成 29 年度における県内のごみ排出量は 610 千 t となっており、うち家庭から排出される家庭系ごみは 436 千 t（71%）、事業者から排出される事業系ごみは 174 千 t（29%）です。

県内のごみ排出量は、県民、事業者、NPO等団体、市町、県など多様な主体が連携した 3R の取組や、各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきましたが、平成 22 年度以降は横ばい傾向にあります。

家庭系ごみは、平成 22 年度以降に削減率の伸びが鈍化しているものの、着実に削減が進んでいます。一方、事業系ごみは、平成 22 年度以降、横ばい傾向にあります。



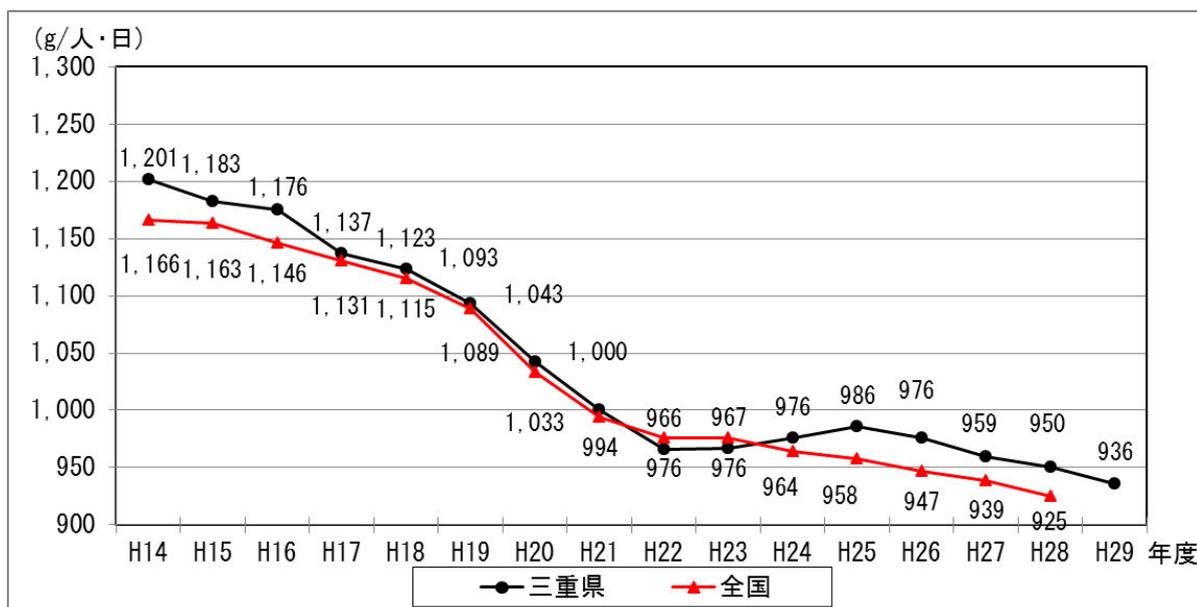
(注 1) 災害廃棄物量は、家庭系ごみに含まれています。

(注 2) ごみの排出量には、集団回収量は含まれていません。

図 2-1-1 ごみの排出量と削減率の推移

1人1日あたりのごみ排出量は、平成14年度から平成22年度まで着実に減少してきましたが、近年は鈍化傾向にあり、平成29年度は936g/人・日となっています。

全国でもほぼ同様の傾向を示しており、三重県は全国値より若干高い値で推移しています。



(注1) 1人1日あたりのごみ排出量には、災害廃棄物は含まれていません。

図 2-1-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

②ごみの種類別排出割合

ごみの種類別排出割合（平成29年度）は、可燃ごみ 83.3%、不燃ごみ 4.1%、資源ごみ 9.6%、その他 1.2%、粗大ごみ 1.6%となっており、平成25年度実績と大きな変化はありません。

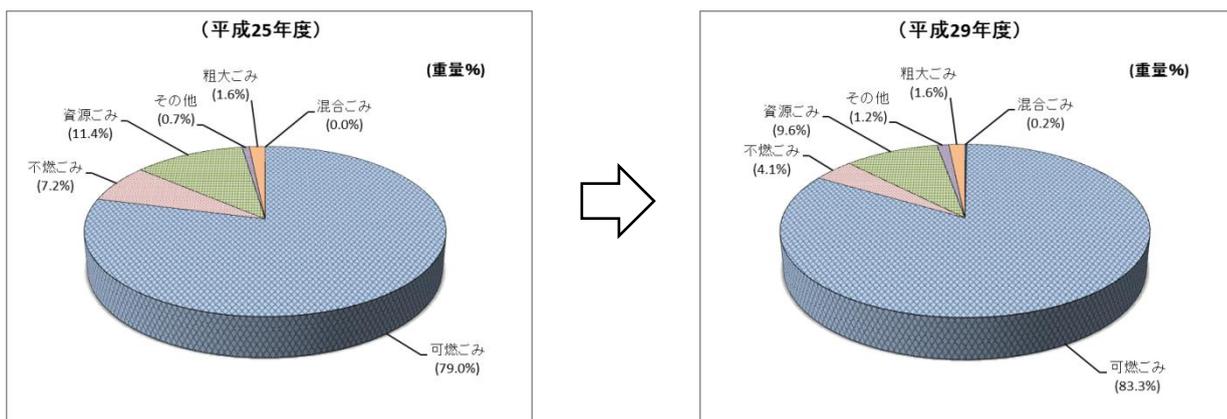


図 2-1-3 ごみの種類別排出状況

(2) 処理の状況

①ごみ処理状況

平成 29 年度の処理実績は、直接焼却が 432 千 t、ごみ固形燃料(RDF)化が 84 千 t、直接資源化が 29 千 t、直接埋立が 6 千 t などとなっています。

平成 14 年度以降、直接埋立量及び直接焼却量は減少傾向でしたが、直接焼却量については平成 23 年度から若干の増加傾向となっています。また、RDF 化される量は平成 14 年度以降大きく増加しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

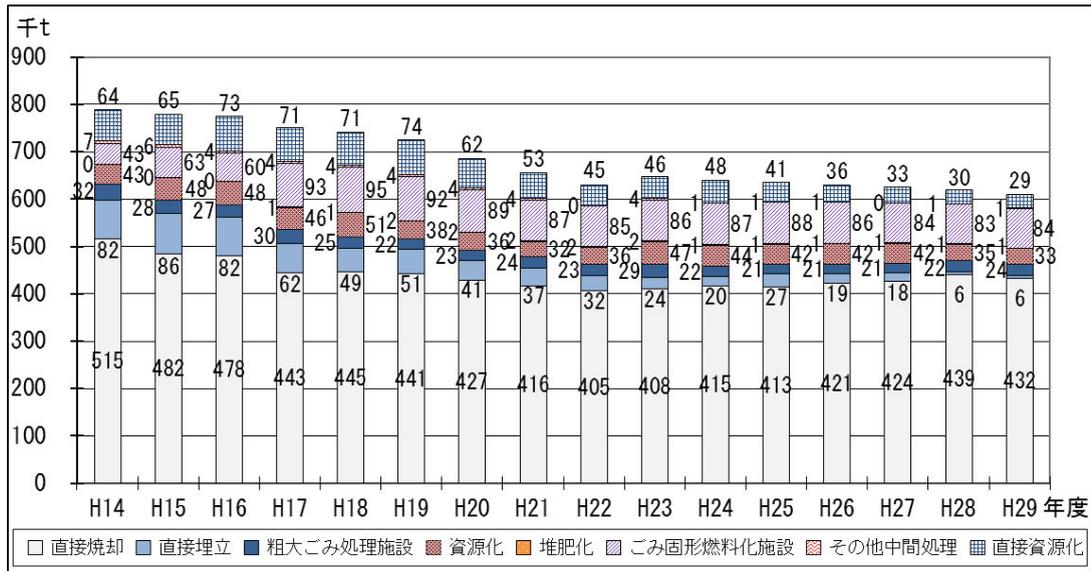


図 2-1-4 ごみの処理状況の推移

②資源化の状況

ごみの資源化率は、RDF 化や焼却灰の資源化等が進んだことにより、平成 14 年度に比べると増加しています。平成 29 年度の資源化率は 27.3% となっており、全国よりも高い水準を維持しています。

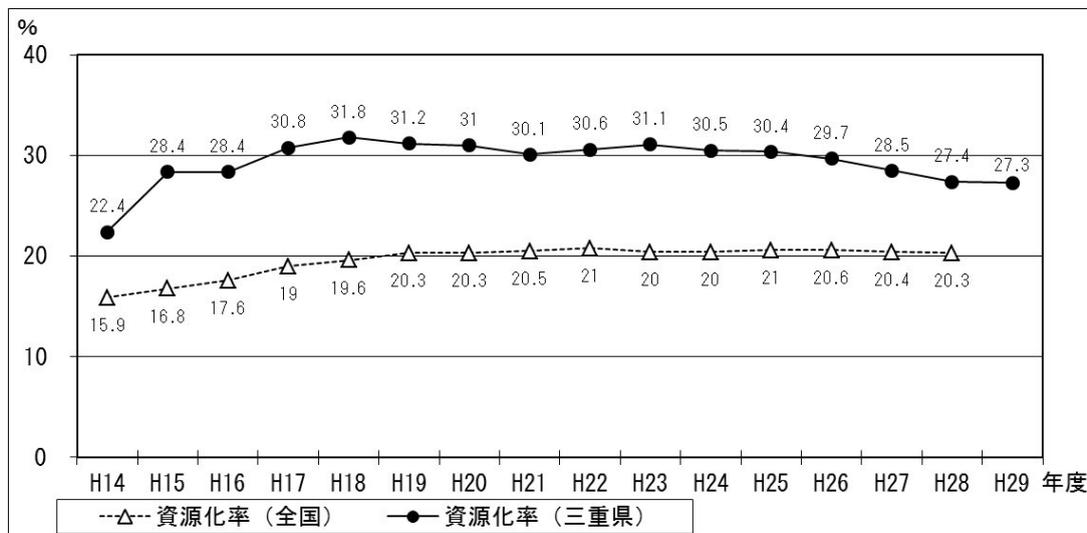


図 2-1-5 資源化率の推移

資源化量は、平成 18 年度まで増加傾向を示していましたが、平成 19 年度以降は集団回収などによる影響で減少傾向となっており、平成 29 年度は 171 千 t となっています。

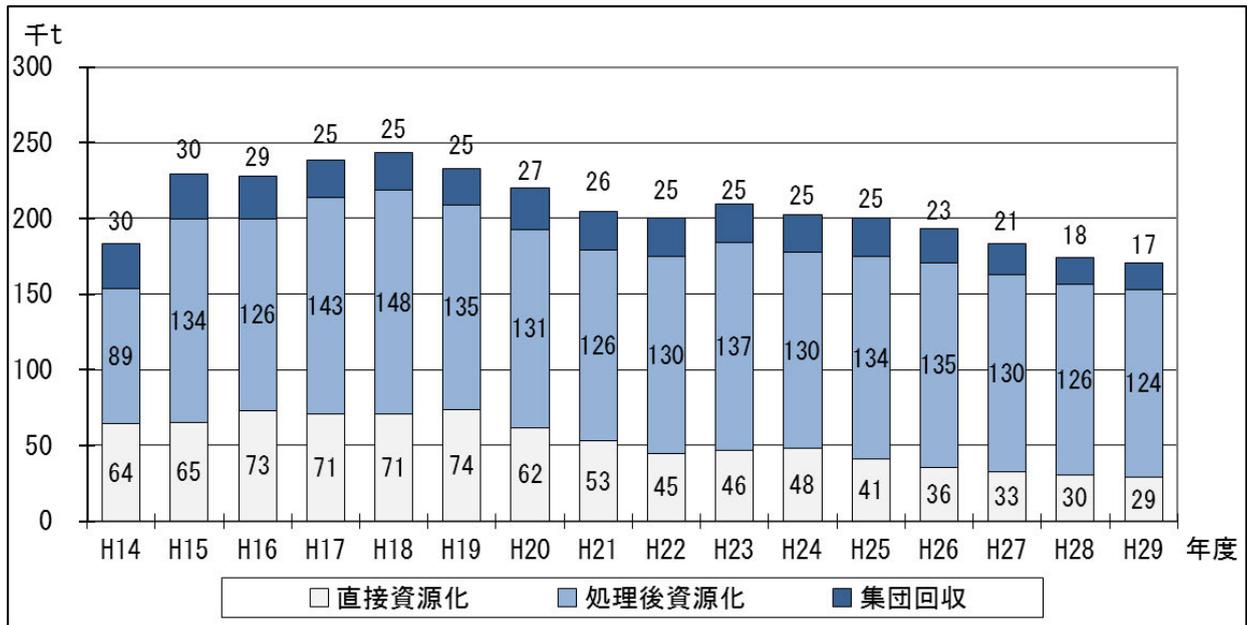
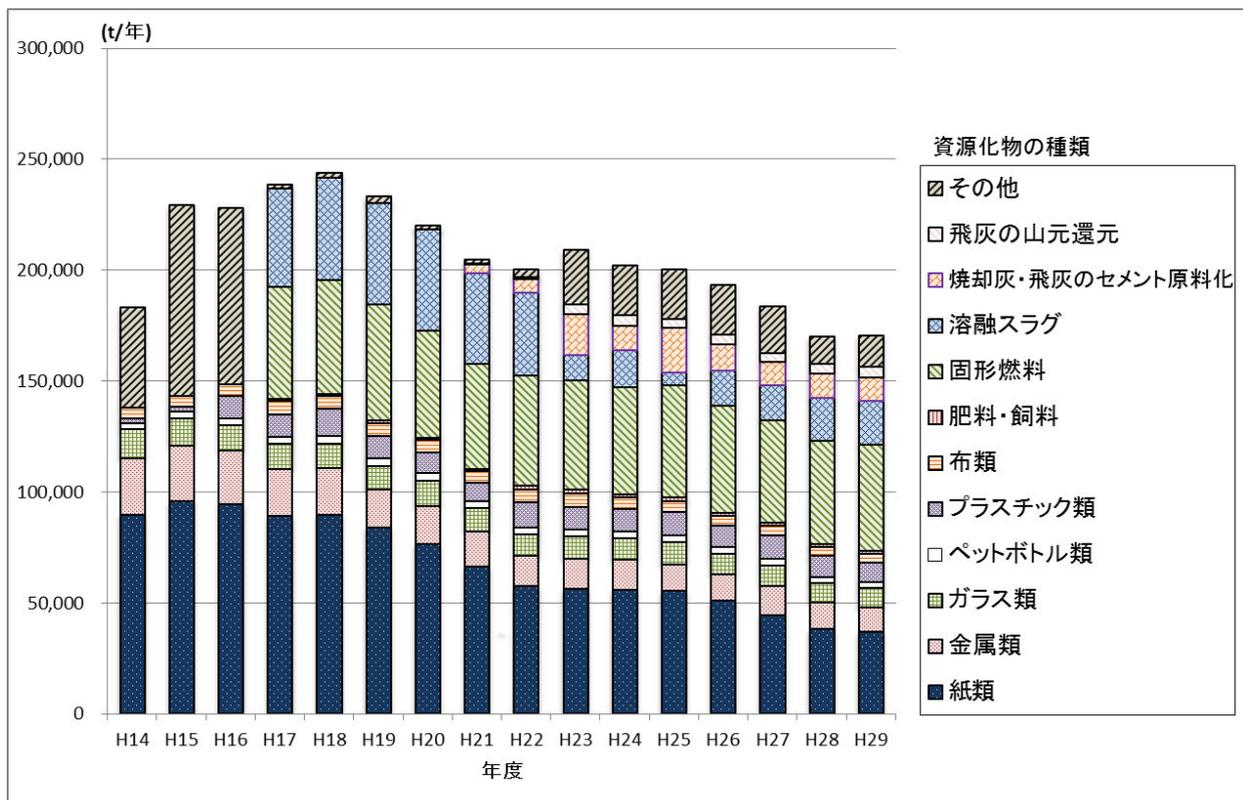


図 2-1-6 資源化量の推移



(注) 平成 16 年度以前の「その他」には、「固形燃料」及び「溶融スラグ」が含まれています。

図 2-1-7 種類別資源化量の推移

特に、直接資源化量の減少が続いており、この要因の一つとして、資源価格の高騰を背景にした小売店や再生事業者等による資源回収^(※)の活発化が考えられます。

これらの状況を把握するため、平成 29 年度に県内の小売店へ資源回収量の調査を行ったところ、平成 23 年度や平成 26 年度と比べ、ペットボトルや缶類において、回収量が大きく増加しています。

(※) ごみ排出量や資源化量等は、行政が収集・処理した量を集計しているため、事業者による資源回収量は含んでいません。

表 2-1-1 小売店や古紙回収事業者による資源回収量（推計）

	ペット ボトル	食品 トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
H23	1,225t	530t	448t	73,371t	263t	24t	75,861t
H26	1,326t	204t	358t	107,729t	405t	108t	110,130t
増加率	8.2%	-61.5%	-20.1%	46.8%	54.0%	350%	45.2%

(注) ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第 10 回点検・評価（平成 28 年 3 月）、古紙回収業者及びスーパーマーケットを対象とした三重県調査による。

表 2-1-2 小売店による資源回収量（推計）

	ペット ボトル	食品 トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
H29	2,016t	275t	208t	5,031t	718t	460t	8,708t

③最終処分状況

最終処分量は、平成 29 年度は 20 千 t であり、着実に減少し平成 14 年度比 13.4%となっており、その減少割合は全国値と比べ大きくなっています。この要因については、焼却灰の資源化、プラスチックなどの埋立ごみの減少によるものと考えられます。

なお、最終処分量 20 千 t のうち、直接埋立量が 6 千 t（29%）、焼却残さの埋立量が 7 千 t（37%）、その他の施設の処理残さの埋立量が 7 千 t（34%）となっています。

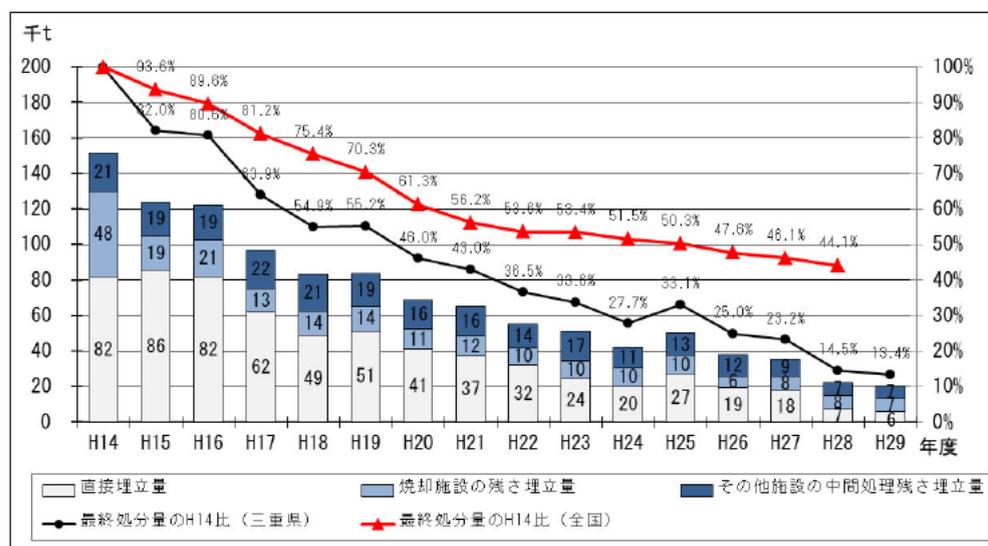


図 2-1-8 最終処分量の推移

(3) 処理施設の状況

市町及び一部事務組合等によるごみ処理施設の整備状況は、平成 28 年度末現在で焼却施設 17 施設、RDF 化施設 6 施設、粗大ごみ処理施設 10 施設、資源化を行う施設 28 施設及び最終処分場 30 施設となっています。

焼却施設については、市町村合併前に設置されたものが徐々に廃止統合されつつあります。また、施設の更新に伴い焼却炉に高効率発電設備を導入する市町等が増加しており、分別方法を見直し、これまで埋立処分していた廃プラスチック等を可燃ごみとして焼却することによりエネルギー回収を進める市町等があります。

最終処分場については、平成 28 年度末現在の残余容量は 1,048,178 m³です。

表 2-1-3 処理施設の状況（平成 28 年度末時点）

施設の種類	施設数	処理能力
焼却施設	17	1,944 t/日
熱回収施設	10	474,258,947 MJ、19,950 kW
RDF 化施設	6	473 t/日
粗大ごみ処理施設	10	226.2 t/日
資源化施設	28	421.6 t/日
最終処分場	30	6,988,302 m ³ （残余容量 1,048,178 m ³ ）

(注 1) 市町及び一部事務組合等の施設数であり、民間施設は除きます。

(注 2) 平成 28 年度末において新設(建設中)、休止及び廃止の施設を除きます。

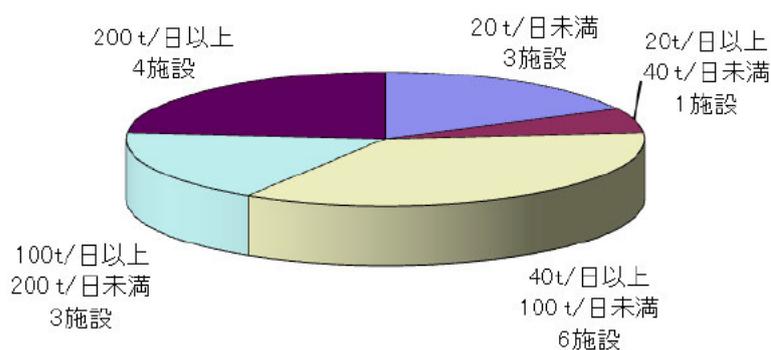


図 2-1-9 ごみ焼却施設の規模別状況（平成 28 年度末時点）

また、ごみの排出量は減少しているものの、処理・維持管理経費は横ばい傾向にあります。

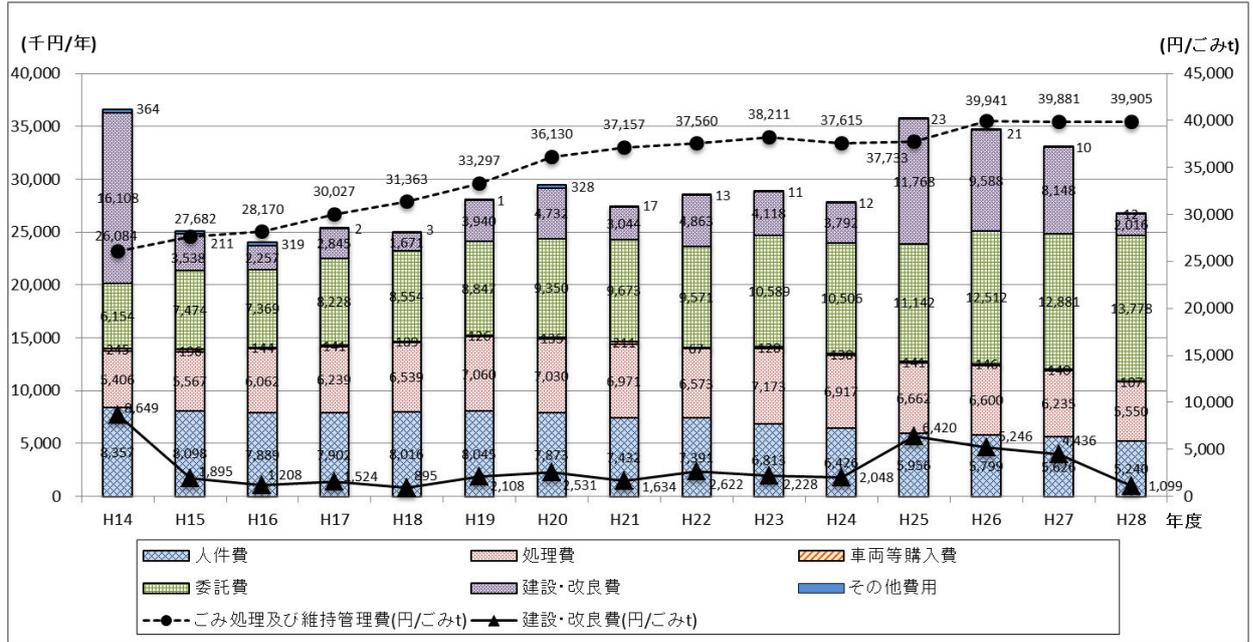


図 2-1-10 ごみ処理経費の状況

(4) 災害廃棄物の処理

①災害廃棄物の発生状況

平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では、三重県南部を中心に長期間にわたって激しい雨がもたらされ、各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。この災害により、熊野市、御浜町、紀宝町、大台町及び大紀町において、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて 21 千トンの災害廃棄物が発生しました。

また、平成 29 年 10 月 22 日から 23 日にかけての台風 21 号により浸水被害が発生しました。この災害により、伊勢市、玉城町、度会町において、平成 29 年度に 1.4 千トンの災害廃棄物が発生しました。

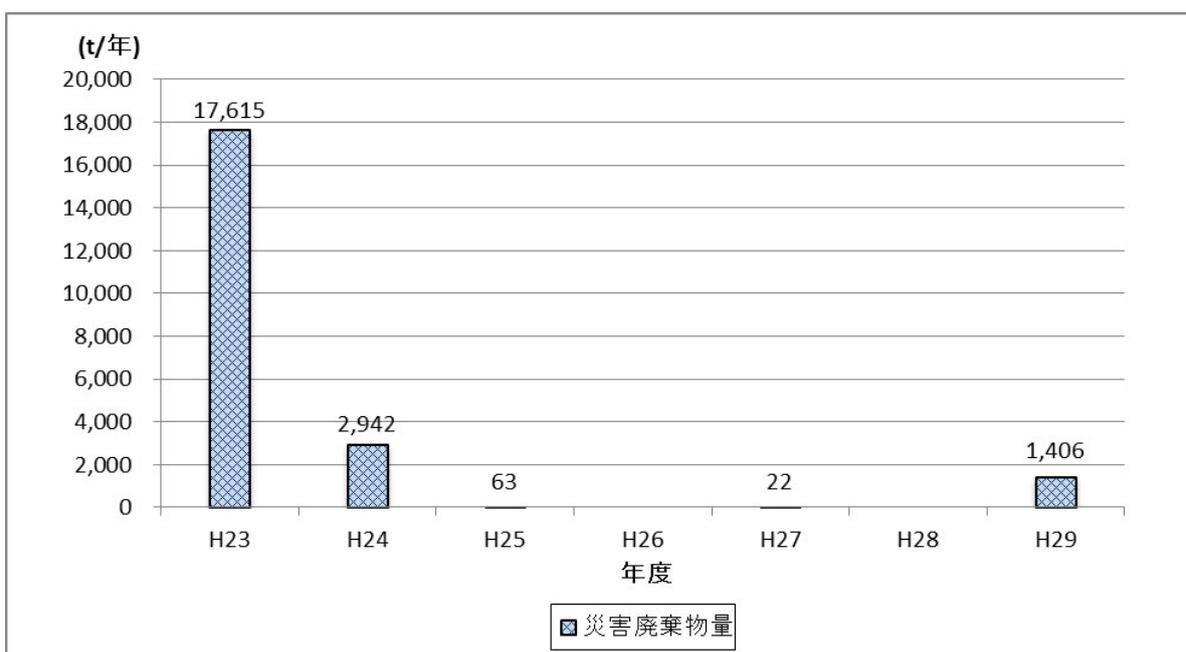


図 2-1-11 災害廃棄物の発生量の推移

②災害時の対応と体制整備の状況

平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では、被災市町では処理を行うことが困難となったため、県内で初めて、各市町や関係団体と締結する各種応援協定に基づき広域的な対応が行われました。

近年、南海トラフ地震発生の緊迫性が高まっており、東日本大震災以上の地震や津波被害に備え、県においては、東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見や国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、大規模災害時の廃棄物処理について、県の果たすべき役割と機能を取りまとめた三重県災害廃棄物処理計画を平成 27 年 3 月に策定しました。また、各市町も大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備が進められており、平成 29 年度末で 29 市町全てが災害廃棄物処理計画策定済みとなっています。

2-2 産業廃棄物

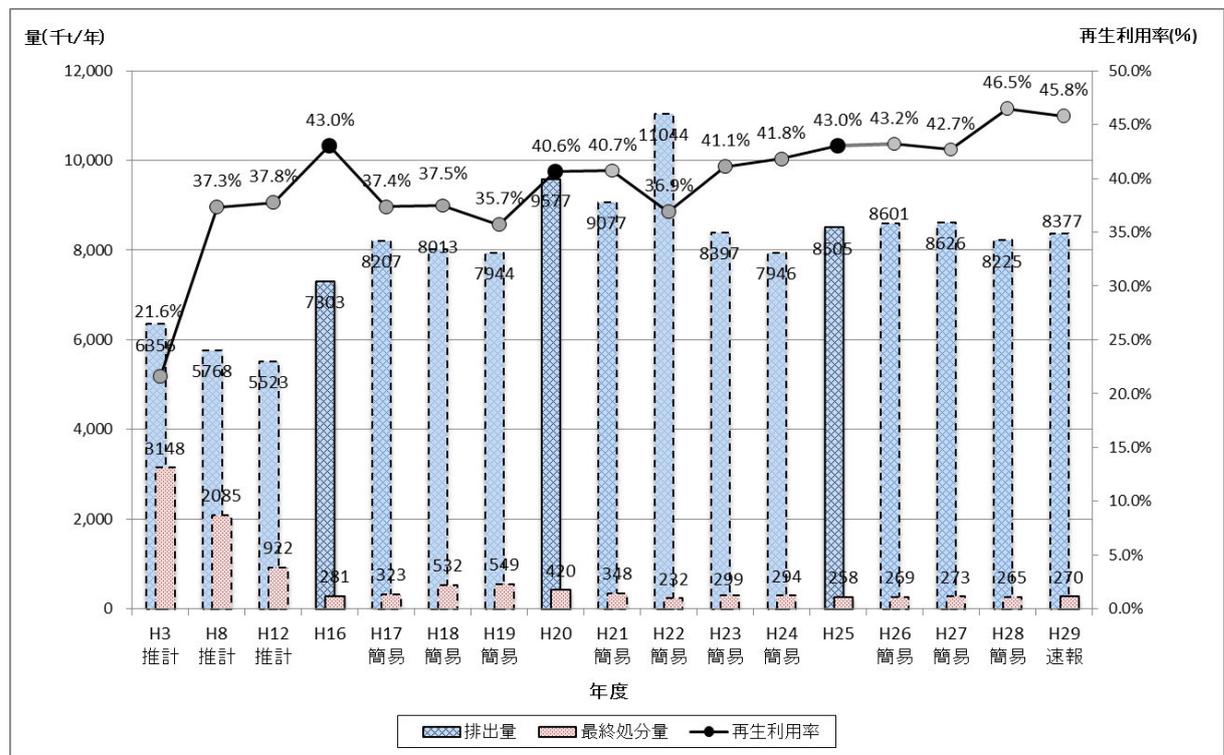
(1) 排出及び処理の状況

産業廃棄物の排出量は、平成 29 年度は 8,377 千 t であり、平成 25 年度の 8,505 千 t と比べて、大きな変化はありません。

再生利用率は、平成 29 年度は 45.8% であり、平成 25 年度の 43.0% と比べて、微増しています。

最終処分量は、平成 29 年度は 270 千 t であり、平成 25 年度の 258 千 t と比べて、ほぼ横ばいの状況です。

事業者において、産業廃棄物の 3R の推進に取り組まれています。排出量や最終処分量は景気の動向もあり明確な削減傾向はみられない状況です。



(注) 平成 16 年度より前は農業及び鉱業の排出量等が把握できていないため、農業及び鉱業を推計した値となっています。

(注) 平成 16 年度以降、汚泥の排出段階を脱水前として統一したため、排出量が増加しています。

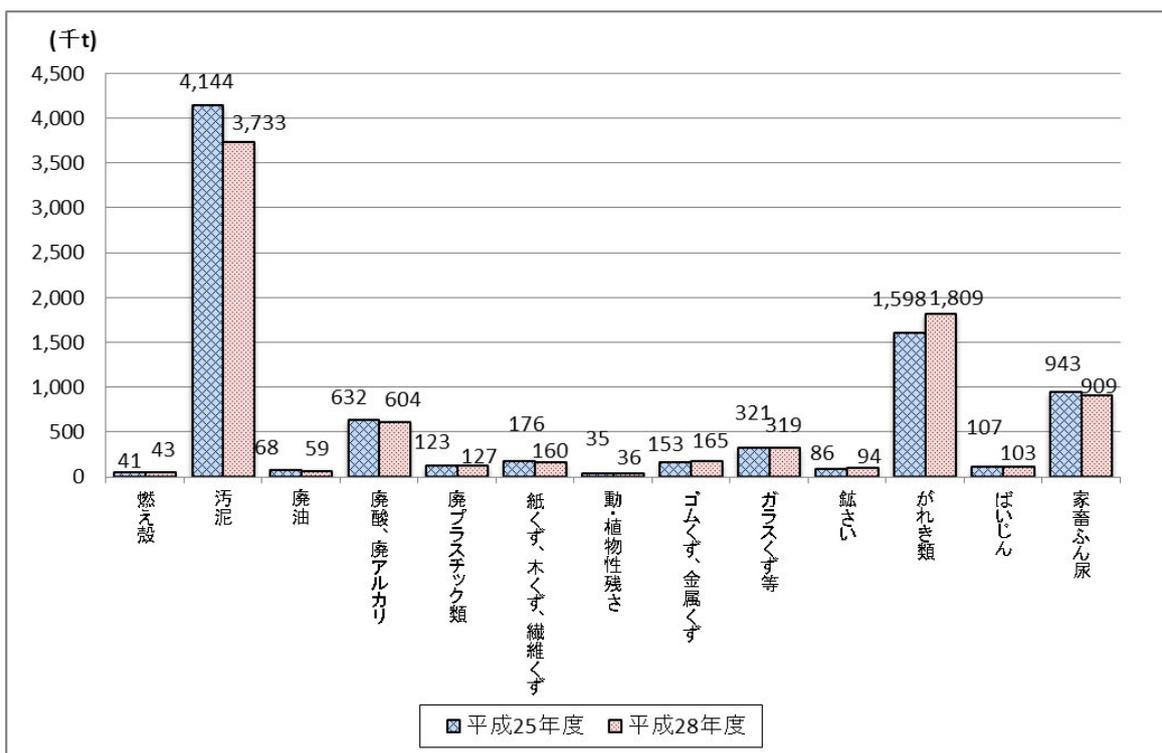
図 2-2-1 産業廃棄物排出量等の推移

(2) 平成 28 年度の処理の概要

①排出量

平成 28 年度の産業廃棄物の排出量は 8,225 千 t となっており、種類別の排出量は、汚泥(脱水前)が 3,733 千 t (45.4%) と最も多く、次いで、がれき類 1,809 千 t (22.0%)、家畜ふん尿 909 千 t (11.1%) などとなっています。

業種別では、製造業が 3,112 千 t (37.8%) と最も多く、次いで、建設業 2,183 千 t (26.5%)、鉱業 1,102 千 t (13.4%)、農業・林業 909 千 t (11.1%) などとなっており、上位 4 つの業種で排出量の約 90% を占めています。



(注) 汚泥の排出量は、脱水前の状態の量としています。

図 2-2-2 産業廃棄物の種類別の排出量

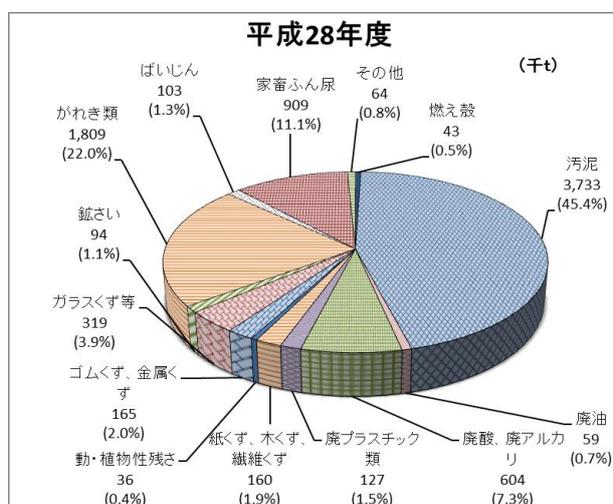


図 2-2-3 産業廃棄物の種類別の排出量

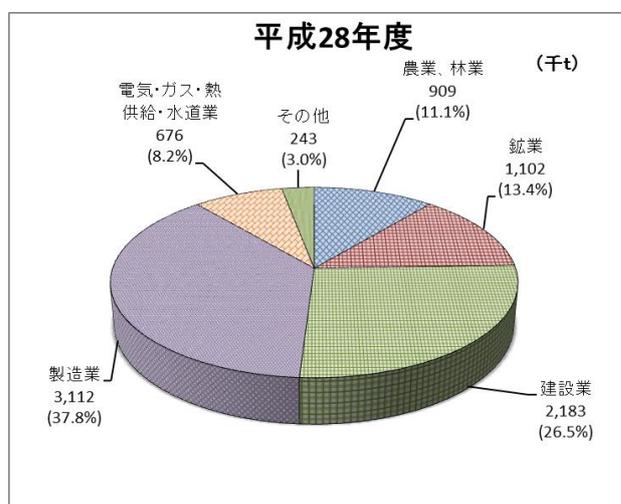


図 2-2-4 産業廃棄物の業種別の排出量

②再生利用量

平成 28 年度の産業廃棄物の再生利用量は 3,823 千 t で、種類別では、がれき類 1,633 千 t (42.7%) が最も多く、次いで、家畜ふん尿 870 千 t (22.8%)、汚泥 469 千 t (12.3%) などとなっています。

平成 28 年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）は 46.5% で、種類別では、家畜ふん尿が 95.7% と高く、次いで、がれき類 90.3% などとなります。一方、汚泥が 12.6%、廃酸・廃アルカリが 10.6% と低くなっています。

業種別の再生利用量は、建設業が 1,856 千 t (48.5%) と最も多く、次いで、農業・林業 870 千 t (22.8%)、製造業 644 千 t (16.8%) などとなっています。

本県の産業廃棄物の再生利用率は、全国の再生利用率 53.2%（平成 28 年度速報値）と比較して低い水準であり、近年は、横ばいで推移しています。これは、本県の特徴として製造業から排出される再生利用が進みにくい産業廃棄物（汚泥、廃アルカリなど）の排出量の割合が高いことに起因しています。

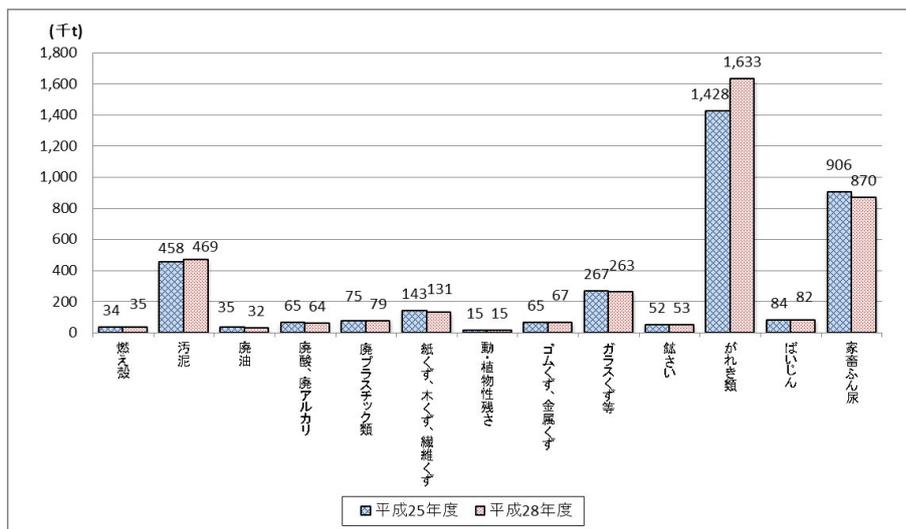


図 2-2-5 産業廃棄物の種類別の再生利用量

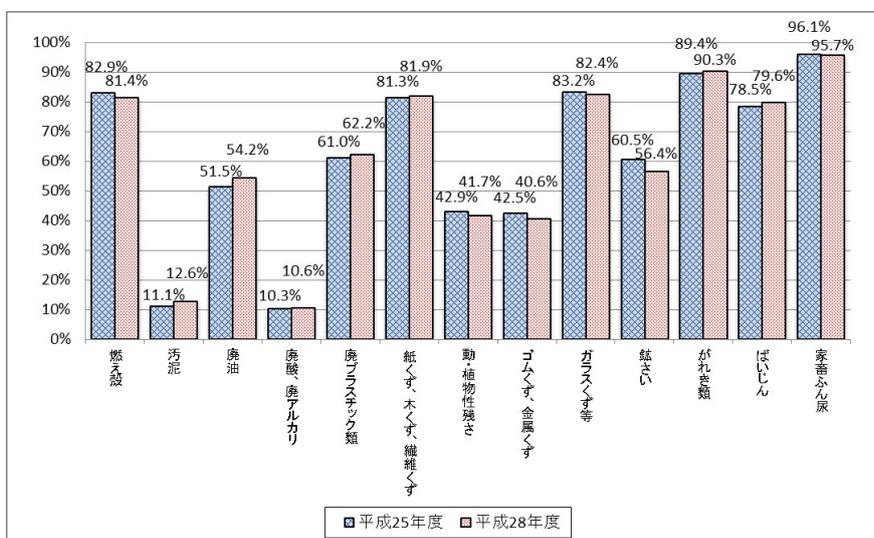


図 2-2-6 産業廃棄物の種類別の再生利用率

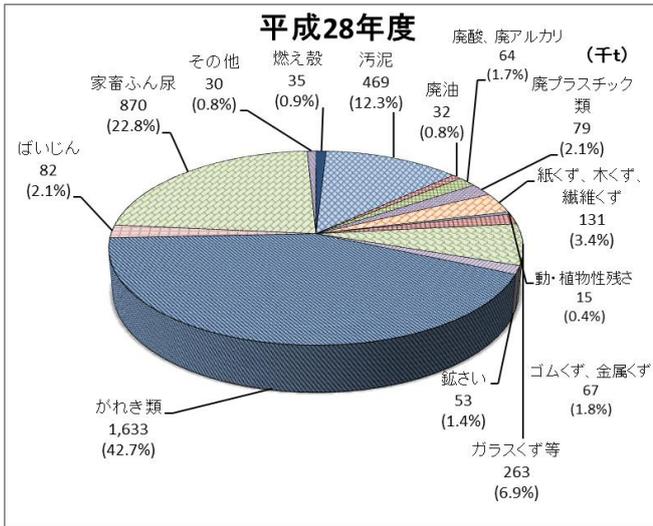


図 2-2-7 産業廃棄物の種類別の再生利用量

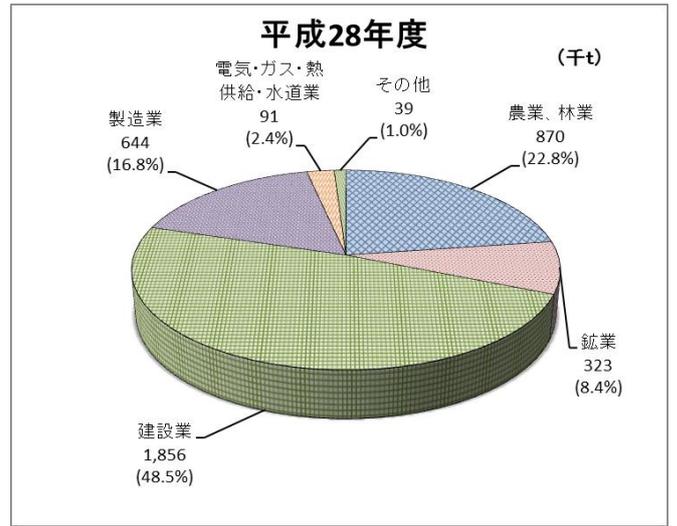
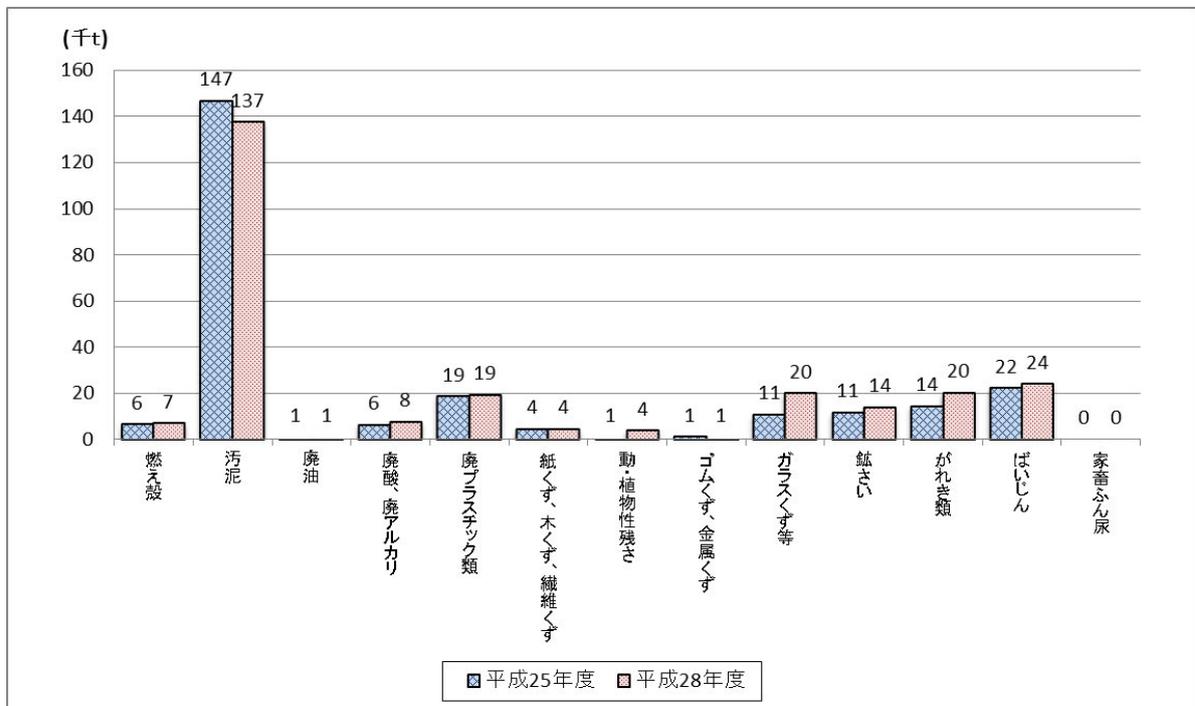


図 2-2-8 産業廃棄物の業種別の再生利用量

③最終処分量

平成 28 年度の産業廃棄物の最終処分量は 265 千 t で、種類別では、汚泥 137 千 t (51.9%) が最も多く、次いで、ばいじん 24 千 t (9.0%)、がれき類 20 千 t (7.6%)、ガラスくず等 20 千 t (7.5%) などとなっています。

また、業種別では、製造業が 196 千 t (74.0%) と最も多く、次いで、建設業 57 千 t (21.4%) などとなっています。



(注) 中間処理後残渣の埋立量も含まれます。

図 2-2-9 産業廃棄物の種類別の最終処分量

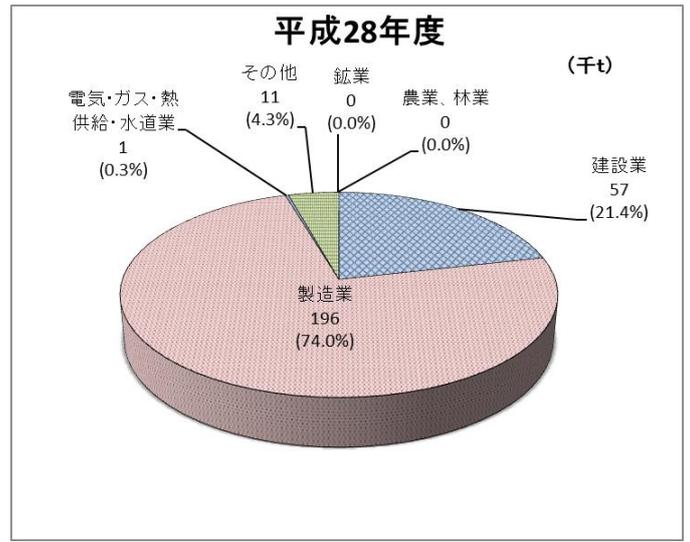
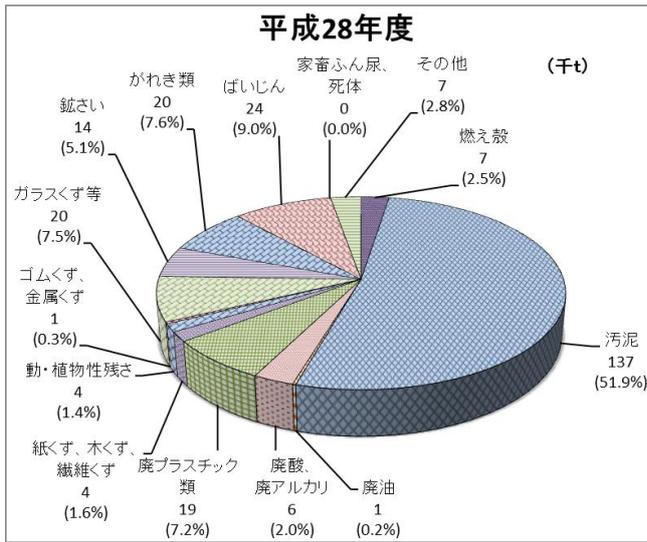


図 2-2-10 産業廃棄物の種類別の最終処分量

図 2-2-11 産業廃棄物の業種別の最終処分量

種類別の最終処分率では、ばいじんが23.2%と最も高く、次いで、燃え殻15.6%、廃プラスチック15.0%などとなっています。

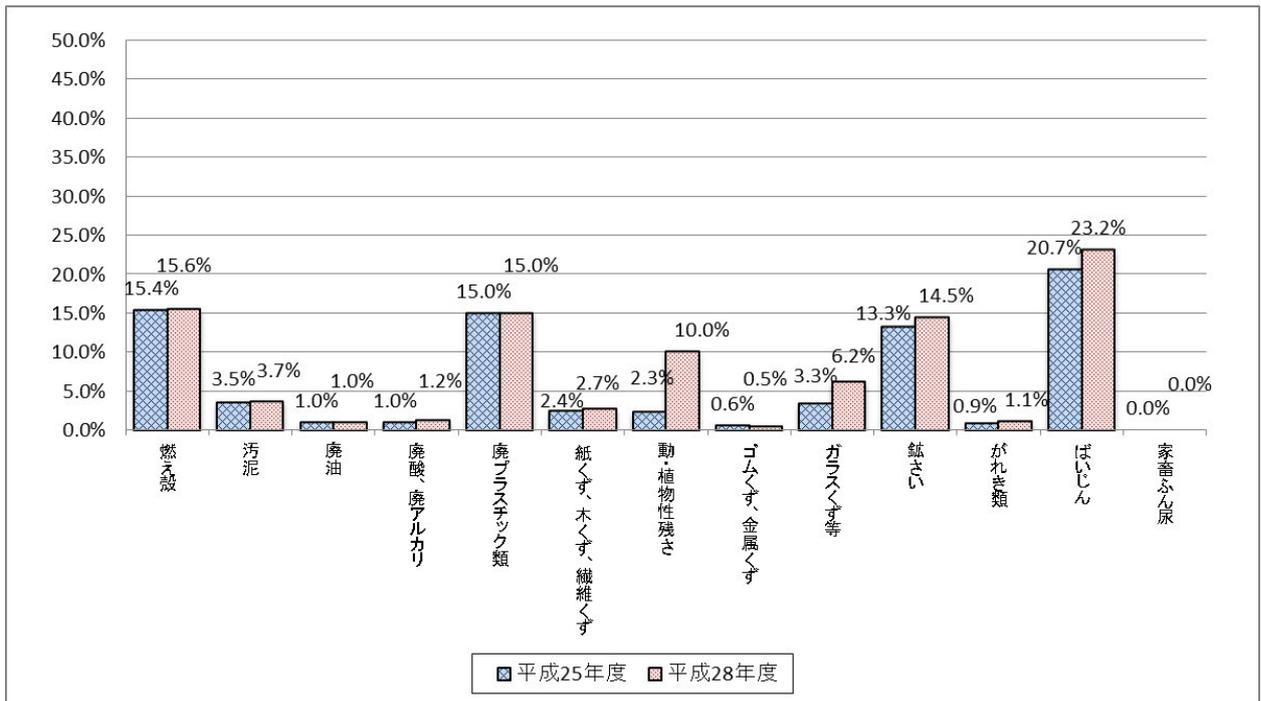


図 2-2-12 産業廃棄物の種類別の最終処分率

(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

平成 28 年度末時点で、産業廃棄物の中間処理施設は 518 施設あり、種類別では、木くず・がれき類の破碎施設が 214 施設、汚泥の脱水施設が 140 施設を占めています。

平成 29 年度末時点で、最終処分場は、安定型最終処分場 7 施設、管理型最終処分場 6 施設の合計 13 施設が設置されています。残余容量は 416.5 万 m³（安定型：26.6 万 m³、管理型：389.9 万 m³）となり、平成 29 年度の最終処分量から推計すると、残余年数は平成 30 年 4 月 1 日時点で安定型約 187.3 年、管理型約 7.0 年となっています。

表 2-2-1 種類別設置状況

施設	種類	設置数	能力	
中間処理施設 (H28)	汚泥の脱水施設	140	21,221 m ³ /日	
	汚泥の乾燥施設	14	2,459 m ³ /日	
	廃油の油水分離施設	4	114 m ³ /日	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	2	384 m ³ /日	
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	71	4,610 t/日
		木くず・がれき類の破碎施設	214	80,809 t/日
		小 計	285	85,419 t/日
	アスベスト等溶融施設	1	4.8 t/日	
	PCB 廃棄物の分解施設	1	47.6 m ³ /日	
	焼却施設	汚泥の焼却施設	17	2,179 m ³ /日
		廃油の焼却施設	17	709 m ³ /日
		廃プラスチック類の焼却施設	17	766 t/日
		PCB 廃棄物の焼却施設	1	47.6 t/日
		その他産廃の焼却施設	19	3,401 t/日
		小 計	71	—
計		518	—	
最終処分場 (H29)	安定型最終処分場	7	残余容量：266,306 m ³ (埋立容量：1,046,937 m ³)	
	管理型最終処分場	6	残余容量：3,899,001 m ³ (埋立容量：10,420,390 m ³)	
	計	13	残余容量 4,165,307 m ³ (埋立容量：11,467,327 m ³)	

(注 1) 中間処理施設については稼働中の施設数、最終処分場については埋立可能な処分場の数。

(注 2) 設置数は、複数の機能を持つ施設について、それぞれの項目で計上した延べ数。

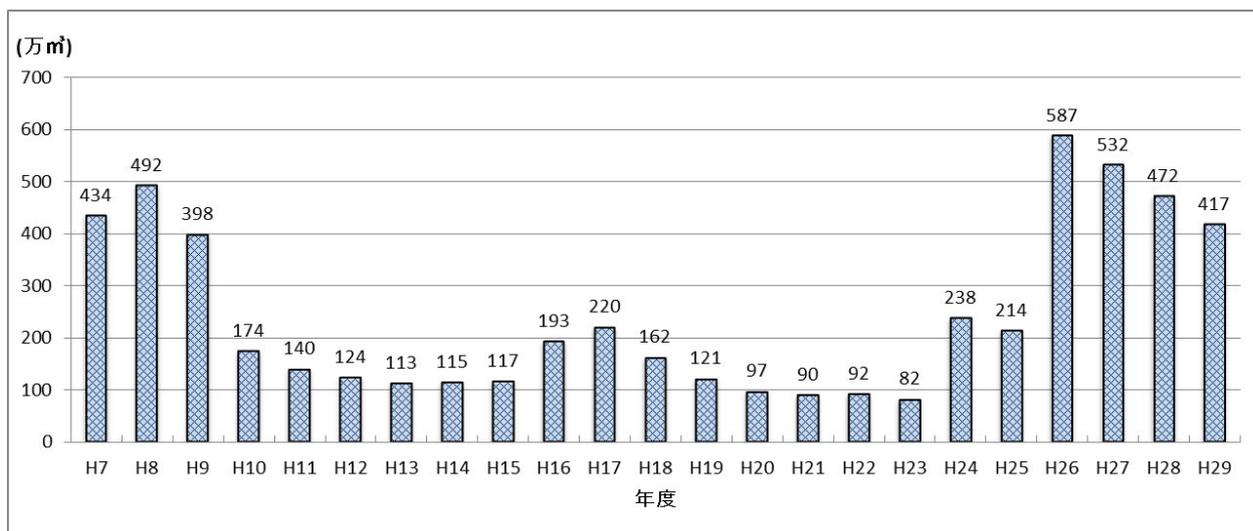


図 2-2-13 最終処分場の残余容量の推移

(4) 産業廃棄物の監視・指導状況

不法投棄の発生件数・発生量については、これまで横ばい傾向にありましたが、近年は増加傾向にあり、行為者が不明な不法投棄や、再生資材と称した廃棄物の不適正利用等の悪質かつ巧妙な事案が散見されます。

このため、廃棄物処理法に違反している事業者等に対する行政処分を視野に入れた指導や悪質な違反者に対する速やかな行政処分、警察や関連機関との連携などにより、事態の早期是正や悪化の防止を図っています。

これらの取り組みの結果、行為者が特定できた事案に対しては、すべて撤去等の改善に向けた作業に着手させています。

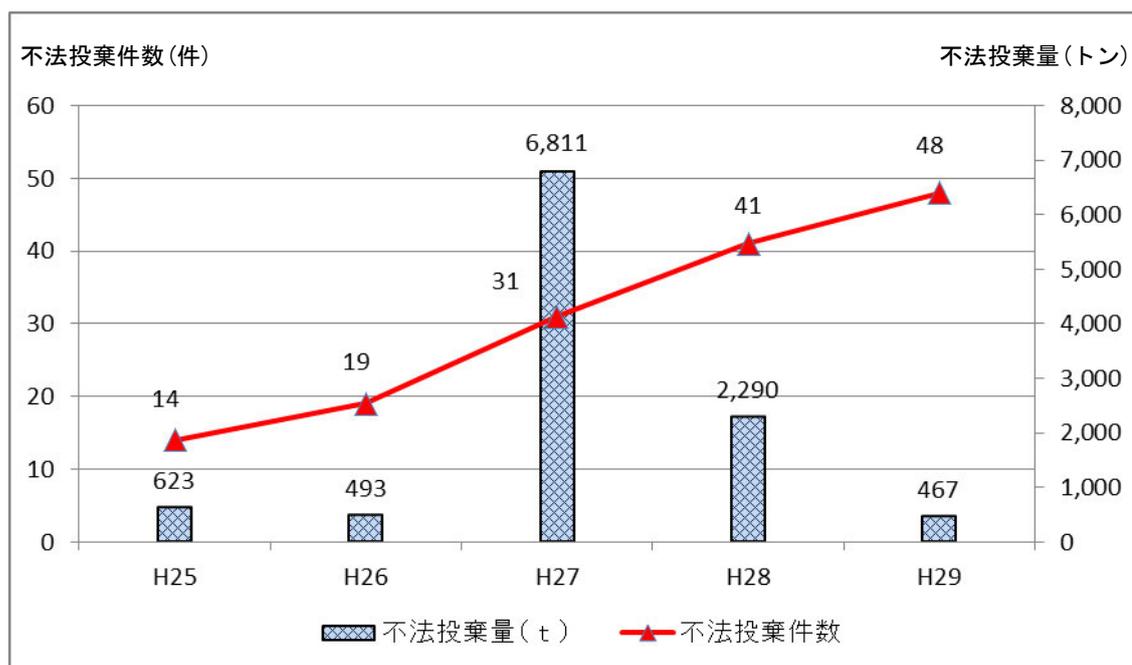


図 2-2-14 不法投棄の発生状況の推移

表 2-2-2 監視指導状況の推移

(単位：件)

年度		H25	H26	H27	H28	H29
延べ監視件数		5,465	5,083	4,654	3,710	3,990
行政指導・処分※	指導件数	2,378	2,246	2,735	1,931	2,021
	文書発出数	227	163	205	269	303
	改善命令	3	0	3	0	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	3	3	3	15	14
	業許可取消	1	0	1	5	3
	施設使用停止命令	0	0	0	9	12
	施設許可取消	2	0	0	2	0
告発	0	0	0	3	0	

※上記件数には、欠格要件（他府県の取り消し等）の許可取消は含まれていません。

3. 成果と課題

3-1 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績

取組方向	数値目標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H29			目標 (H32)	全国平均 (H28)	原因と背景
								想定目標	達成状況	進展度			
I ごみゼロ社会の実現	1人1日あたりのごみ排出量 ※災害廃棄物の量を除く	g/人・日	986	976	959	950	936	957 以下	102%	A	936 以下	925 以下	ごみ処理料金見直しなどの制度改正や生ごみ減量化への支援、食品ロス削減に係る普及啓発活動などにより、削減されてきている。
	資源化率	%	30.4	29.7	28.5	27.4	27.3	32.1	85%	B	33.3	20.3	RDF化や焼却灰の資源化等により資源化率は全国平均と比較して高い状況にあるが、近年は小売店や再生事業者等による資源回収が活発化しており、市町等における資源化率は低下傾向にある。
	最終処分量 ※下段の数値はH14(151,386t)比	t	50,042 33.1%	37,776 25.0%	36,049 23.8%	20,963 13.8%	20,225 13.4%	38,589 以下	191%	A+	30,000 以下	H14比 44.1%	焼却灰の骨材資源化、プラスチックの焼却熔融などにより埋立ごみは減少している。
II 産業廃棄物の3Rの推進	排出量 ※下段の数値はH8(5,768千t)比	千t	8,505 147.5%	8,601 149.1%	8,626 149.5%	8,225 142.6%	8,377 145.2%	8,171	98%	B	7,920	H8比 94.1%	製造業からの排出量(主に汚泥)が増加したことにより、総排出量は増加した。なお、景気の動向を受け近年明確な削減傾向はみられない状況にある。
	再生利用率	%	43.0	43.2	42.7	46.5	45.8	43.0	107%	A	43.6	53.2 (速報値)	再生利用率の低い汚泥の排出量が増加したことにより再生利用率は低下した。なお、近年はほぼ横ばい傾向にある。
	最終処分量 ※下段の数値はH8(2,085千t)比	千t	258 12.4%	269 12.9%	273 13.1%	265 12.7%	270 12.9%	244 以下	90%	B	234 以下	H8比 16.7%	総排出量の増加に伴い、最終処分量も増加した。なお、近年は明確な削減傾向はみられない状況にある。
III 廃棄物処理の安全・安心の確保	電子 manifests の活用率	%	34.1	43.0	49.5	55.5	59	55	107%	A	60	H29 53.3%	関係業界への働きかけや、平成24年度から実施している地域機関7箇所に配置した環境技術指導員による事業者訪問や電子 manifests 操作手法の取得を目的とした複数回の研修会により、着実に伸びている。
	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	%	-	83.9	69.2	100	100	100	100%	A	100	-	法に違反している事業者等に対する行政処分を視野に入れた指導や悪質な違反者に対する速やかな行政処分、警察や関連機関との連携などにより、事態の早期是正や悪化の防止を図ったことによる。
	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況	%	-	25.0	37.5	50.0	68.8	68.8	100%	A	100	-	行政代執行による是正措置は、予定どおり進捗している。
	大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	市町	4 13.8%	6 20.7%	14 48.3%	22 75.9%	29 100.0%	18	161%	A+	29	23%	市町災害廃棄物処理計画について、県が平成26年3月に市町災害廃棄物処理対策マニュアルを策定するとともに、計画策定に係る研修会の開催等の支援を行うなどにより、県内全市町の策定が完了した。

取組方向	数値目標	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H29			目標 (H32)	全国平均 (H28)	原因と背景
								想定目標	達成状況	進展度			
重点課題	使用済小型電子機器等の回収量	kg/人	-	0.32	0.36	0.54	0.74	0.66	112%	A	1.0	0.42	市町における使用済小型家電機器の回収を促進するために、不用品回収業者指導等に係る研修会の実施や、行政連絡会議等における「みんなで作るメダルプロジェクト」等についての情報共有により、回収量は増加している。
	未利用エネルギー回収量	MJ/t	1,147	1,067	1,178	1,547	1,591	1,344	118%	A+	1,491	936	近年、鳥羽志勢広域連合、松阪市及び四日市市において、高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設が整備されたことにより、回収量は増加している。
	優良認定処理業者の認定件数	件	216	268	290	312	317	333	95%	B	420	H30.5 76.7	既存の優良認定処理業者が更新申請で優良認定を取得できなかった件数が19件あったことから、認定件数の増加は5件にとどまった。(新規の認定件数は24件)
	PCB廃棄物の適正処分率	%	37	45.3	豊田:59.7 北九:14.8	豊田:64.3 北九:29.7	豊田:72.6 北九:44.2	67 45	108% 98%	A B	90	-	PCB使用製品やPCB廃棄物を掘り起こし調査や立入調査等により把握し、JESCOでの早期適正処理等の指導を行っており、概ね予定通り進捗している。
	一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	件	2	1	5	3	1	0	-	D	0	-	新規事案は、食品製造から生じた動植物性残渣や、土地全体に投棄し土へすき込むなど、容易に見逃すことができなかったことから大規模化に繋がったと推定される。

※表内の着色部分は、速報値となります。

※優良認定処理業者の認定件数における全国平均は、都道府県（政令市を除く）及び政令市の平均とし、産廃情報ネットの公開情報を引用しています。

表 3-1-1 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績

3-2 平成29年度施策推進会議における評価に対する取組の状況

取組方向Ⅰ「ごみゼロ社会の実現」

様々な主体が連携した3Rの取組により、排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国平均と比べると高い水準を維持している状況にありますが、一人あたりのごみ排出量は全国平均よりも高くなっていることから、食品廃棄物の削減など、循環の質にも着目して、社会や経済の動向を踏まえながら様々な主体と連携し、3Rの取組を促進していく必要があります。

⇒ 「みえ環境フェア」や市町の環境イベント等において、規格外品等を販売する「もったいない市」を開催するなど、食品ロス削減の周知・啓発に取り組んでいます。

また、食品廃棄物の畜産飼料化を推進し、生産コストの削減や特色ある畜産物生産及び食品系廃棄物等の循環利用を促進するため、三重県エコフィード等利活用研究会により、飼料化研究や事業者のマッチングを進めています。

さらに、関係部局による食品ロス削減庁内連絡会議や県内4市を含めた食ロス関係市担当者会議など、様々な主体と連携し食品ロスの削減に向けた取り組みを進めています。

RDF焼却・発電事業については、事業終了後の関係市町等において、資源化やエネルギー回収につながる安定的なごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等が設置した検討会議に参画し、助言を行う等の支援を実施していく必要があります。

⇒ 関係市町からの要望をふまえ、引き続き市町における新ごみ処理施設整備に向けた検討会への参画や、市町間の調整、情報提供などを通じて技術的支援を行っていくとともに、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援について、具体的な検討を進めています。

取組方向Ⅱ「産業廃棄物の3Rの推進」

長期的には再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。また、近年は最終処分量も横ばい傾向にあることから、今後も排出量や最終処分量の削減等に向け、再生利用が進みにくい産業廃棄物について、排出事業者の自主的な取組や必要な研究開発の推進等が一層求められるとともに、廃プラスチック等の資源の地域循環を形成させるような取組が必要です。

⇒ 産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発などに要する経費の一部を助成する、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金の上限の引き上げや対象事業の拡大を実施し、その活用により排出量の削減を図っています。

また、三重県プラスチック地域循環研究会により、廃プラスチックの地域循環に向けた取組の導入可能性について検討しています。

取組方向Ⅲ「廃棄物処理の安全・安心の確保」

電子マニフェストの活用率は着実に向上していますが、廃棄物処理法改正により電子マニフェストの使用が義務付けられた事業者や活用率の低い業種などに対する取組が必要です。

⇒ 地域機関7箇所配置した環境技術指導員により、活用率の低い業種の事業者や平成32年4月以降に電子マニフェスト使用の義務づけが想定される事業者を個別訪問し、活用の促進に取り組んでいます。

関係団体等との連携強化やドローンの活用等により不適正処理事案の早期発見・早期是正を図るとともに、廃棄物処理法に違反している事業者等に対しては、引き続き厳正な監視指導が必要です。

⇒ 一般社団法人三重県産業廃棄物協会等の関係団体と連携し、全国ごみ不法投棄監視ウィークや街頭啓発など、不法投棄対策に取り組むとともに、無人航空機（ドローン）を活用して残存する廃棄物量を正確かつ効率的に測量し、不適正処理事案の早期是正に取り組んでいます。

また、法に違反するおそれのある事業者に対しては、行政処分を視野に入れた指導を行い、違反する事実が現認された場合には、速やかに改善命令や事業許可の停止・取消し等の行政処分を行うなど、厳正に対処しています。

不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況については、産廃特措法の期限である平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

⇒ 4事案について、平成34年度までに対策を完了するよう着実に工事を実施していきます。

また、工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果などを的確に情報共有します。

大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数は増加しており、着実に取組が進んでいますが、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、引き続き市町等や事業者に対する研修や図上演習等を通じ、計画の実効性を高めるための取組の実施が望まれます。

⇒ 県計画の適切な運用の検証を目的とし、県・市町・協定締結団体等が参加する教育訓練（図上演習）を実施するとともに、机上演習、実地研修及び図上演習による10日間の災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座を開催し、災害廃棄物処理に精通した人材育成にも取り組んでいます。

また、実際の被災地において、災害廃棄物処理の支援を行うことを通じ、当該人材のスキルアップを行うとともに、市町の廃棄物処理計画や経験等を踏まえ、県廃棄物処理計画

の見直しも行います。

取組方向 「重点課題」

使用済小型電子機器等の回収量については、着実に年々増加していますが、廃棄物処理法改正に伴う有害使用済機器の保管事業者等に対する指導を含め、目標達成に向けた継続した取組の実施が望まれます。

⇒ 平成 25 年度の小型家電リサイクル法の施行以降、県内 22 市町において使用済小型家電の回収が実施されています。

また、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト※」への参加を促したことにより、新たに回収ボックスの設置やイベント等における回収など、使用済小型家電の回収を進める市町を含めると、県内 29 市町全てにおいて回収が実施されています。

一方、有害使用済機器の保管事業者に対しては適正な保管や届出が行われるよう引き続き指導を行っていきます。

※ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で使用する約 5,000 個の金・銀・銅メダルを、家庭から出る使用済み小型家電等から作る国民参画型のプロジェクトで、三重県では、三重県及び県内 29 市町が参加しています。（平成 30 年 8 月 20 日時点）

未利用エネルギー回収量については、既に平成 32 年度目標が達成されていますが、引き続き回収量の増加に向けた取組が必要です。

⇒ 引き続き、国の交付金制度により、市町のごみ焼却施設の新設や更新において高効率なエネルギー回収型ごみ処理施設の導入を促し、ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進するよう取り組んでいます。

優良認定処理業者の認定件数については、事業者や関係団体と連携したセミナーの開催や認定手続説明会の開催等により全国平均に比べ高くなっていますが、県外業者の認定割合に比べ県内業者の割合が低いことから、（一社）三重県産業廃棄物協会とも連携しながら県内優良認定業者の育成を図る等、目標達成に向けた継続した取組が必要です。

⇒ 引き続き、優良認定制度の周知や排出事業者の優良認定処理業者の活用について、関係団体と連携して進めています。

P C B 廃棄物の適正処分率については、P C B 処理事業所（J E S C O 北九州）の受入体制の遅れもあり、安定器等の処分率が低くなっていることから、P C B 廃棄物の処分期間内の処理に向け、継続して P C B 廃棄物保管事業者等への指導が必要です。

⇒ 掘り起こし調査や立入調査等によりPCB使用製品やPCB廃棄物を把握するとともに、JESCOでの早期適正処理等の指導を行い、期限内処理が行われるよう取り組んでいます。

一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数については、県民や事業者等の協力も得ながら不法投棄の早期発見、早期是正を行うことにより、目標（0件）達成を目指す必要があります。

⇒ 上空監視、民間警備会社への委託、民間事業者等や市町との連携による監視活動、「廃棄物ダイヤル110番」等による県民等からの情報提供など、様々な主体と連携して不法投棄の早期発見、早期是正に取り組んでいます。

(参考) 進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法

1 進展度の判断基準

表 3-1-1 の進展度については、次表により、目標達成状況をもとに進展度を A⁺～D で判断しています。

進展度	適用	目標達成状況
A ⁺ . より進んだ		115%以上
A. 進んだ		115%未満 100%以上
B. ある程度進んだ		100%未満 85%以上
C. あまり進まなかった		85%未満 70%以上
D. 進まなかった		70%未満

2 目標達成状況の算出方法

平成 29 年度の速報値を平成 29 年度の想定目標値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 29 年度速報値}}{\text{平成 29 年度想定目標値}} \times 100$$

目標項目が減少をめざすものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割っています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 29 年度想定目標値}}{\text{平成 29 年度速報値}} \times 100$$

(減少をめざす項目)

4. 平成30年度環境生活部廃棄物対策局当初予算

4-1 平成30年度当初予算

環境生活部廃棄物対策局
 廃棄物・リサイクル課
 廃棄物監視・指導課
 廃棄物適正処理担当、IT担当
 224-3310
 224-2388
 224-2483

廃棄物総合対策の推進

【予算額2,138,074千円】

3Rと地域循環圏形成の推進

廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)や、地域で循環可能な資源を域内で循環する取組を進め、天然資源の使用抑制と環境負荷低減を図ります。

地域循環高度化促進事業【予算額32,154千円】

地域循環圏の形成

循環資源を県内でより高度に利用するため、モデル的な取組に向けた研究会等の実施。



食品廃棄物の資源利用
 畜産飼料化の循環利用

使用済小型電子機器等の回収

県内市町の効率的かつ効果的な回収体制の構築を支援。



使用済小型電子機器等から抽出された金

廃棄物適正処理の推進

産業廃棄物処理の透明性の向上、災害廃棄物対策など廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ります。

処理の透明性の向上

【産業廃棄物処理責任の徹底促進事業【予算額37,747千円】】
 電子マネー・クラウドの活用、優良な処理業者の育成等による産業廃棄物処理の透明性の向上。



電子マネー・クラウド研修

災害廃棄物の対策

【災害廃棄物適正処理促進事業【予算額14,494千円】】
 大規模災害に備え、災害廃棄物の適正処理体制の構築と平時から図上演習や研修などによる災害対応力の維持・向上。



図上演習

不法投棄を許さない社会づくりの推進

県民、事業者、市町など多様な主体と連携し、不法投棄等の未然防止や早期発見を図り、不法投棄を許さない社会づくりを推進します。

不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業【予算額58,005千円】

ドローンの活用

不法投棄現場等の全体像を把握し、迅速かつ的確な指導に繋げるため、平成29年度に導入した無人航空機(ドローン)を活用。



3次元データ
 ドローン

多様な主体との連携

市町や事業者との協定、監視パトロール活動を実施する自治会への支援を実施し、幅広い監視体制を構築。



不法投棄等の情報提供に関する協定締結式

啓発活動

全国こみ不法投棄監視ウィーク及び環境月間を中心に啓発活動(街頭、ラジオ放送等)を実施。平成30年度は新たに電柱での啓発を実施。



ラジオ放送
 街頭啓発

監視カメラの活用等

職員による監視・指導に加え、不法投棄監視カメラ、民間警備会社の巡回パトロール(委託)などを活用した間隙のない監視活動を実施。



監視カメラ

行政代執行による環境修復

生活環境保全上の支障等のある4事業について、産廃特措法による国の支援を得て、引き続き環境修復を進めていき、平成30年度の事業は以下のとおりです。

環境修復事業【予算額1,824,273千円】

四日市市大矢知・平津事業

西水路側の調整池・管理用道路・染み出し抑制工事等を実施。



(参考) 中浦池側の調整池等

桑名市源十郎新田事業

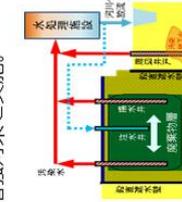
引き続き、廃油回収処理を行うとともに、PCB廃棄物の処分、後期対策工事に向けた検討等の実施。



廃油回収処理

桑名市五反田事業

引き続き、地下水の浄化措置を継続しつつ、さらなる水処理施設の増強対策を実施。



汚染地下水の浄化イメージ

四日市内山事業

恒久対策工事が平成29年10月に完了したことに伴い、モニタリングにより対策工事の効果確認の実施。



工事終了後の事業地



循環型社会の構築

